

## 起業チャレンジ 2011 応募規約

### 第1条. 応募内容

1. 応募プランは、「インターネット・モバイルなどの IT の活用により、社会的な問題の解決や新しいライフスタイルの提案など、社会にインパクトを与える事業を創出する可能性のあるビジネスアイデア」であること

### 第2条. 応募資格

応募にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

1. 2人以上6人以下のグループであること
2. 代表者の年齢が30歳未満（2011/1/1時点）であること
3. 原則、1年以内に首都圏で創業する意思があること
4. 起業後、本社所在地を3年間は首都圏から移転しないこと
5. 代表者は、事業がスタートしたら、その事業に専念できること
6. 応募者が登記済の会社の取締役である場合は、事業を当該会社で推進し、当該会社に他社の資本参画および資本参画計画がないこと

### 第3条. 知的財産権

1. 応募プランに係る特許等の知的財産権取得や秘密情報の取り扱いは、あらかじめ応募者の責任で必要な措置をとることとします。
2. 知的財産権などに関して問題が生じた場合は応募者の責任となります。

### 第4条. 免責事項

1. 評価結果は、事業の成功を保証するものではありません。
2. 評価結果は、資金調達や事業提携を保証するものではありません。

### 第5条. 費用負担

1. 当ビジネスプランコンテストへの応募及びコンテスト関連行事への参加費用は無料とします。
2. ただし、プランの作成、諸行事への参加に要する交通費・調査費・通信費及びその他費用については、応募者各自でご負担ください。

### 第6条. 準拠法

1. 本規約の解釈については、日本法が適用されるものとします。

### 第7条. 本規約の変更

1. 本規約は、スカイライトコンサルティング株式会社が適切と考える方法により、応募者に通知することにより本規約を応募者の承諾なく随時変更することができるものとします。

2010年6月2日作成